

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

本町は、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとする。

- 1 避難地の整備
- 2 避難路の整備
- 3 耐震化の推進